

- 「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」（H16. 7. 1 発効）  
船舶及び港湾施設の保安の確保を目的として、テロ対策として港湾関連施設についても侵入防止等の保安対策を強化することが義務付けられたもの。
- 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（H16. 7. 1 発効）  
国際航海船舶及び国際港湾施設に自己警備としての保安措置義務付けや日本に入港しようとする外国船舶に船舶保安情報の通報義務付けや危険船舶に対して海上保安庁が入港禁止等の措置を行うことを規定しているもの。
- 「埠頭保安規定」（H16. 6. 30 承認）  
「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」抜粋  
(埠頭保安規程)

第 32 条 重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程（当該重要国際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置の実施に関する事項、埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者の選任に関する事項並びに埠頭訓練の実施に関する事項その他の当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2～3 省略

- 4 重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者は、埠頭保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。
- 5 埠頭保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（埠頭訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも同様とする。

6～11 省略

- 「国の機関の通達」  
国際埠頭施設の保安対策に係る秘密保全の徹底について  
(国港管第 284-2 号、国港建第 58-2 号・H16.6.30)  
(国港管第 440 号、国港建第 79 号・H16.8.11)

- ・保安上の観点から取扱者を限定し、取扱責任者を明確とするとともに情報等が外部に漏洩することのないよう一層の秘密保全の徹底をしていただきたい。
- ・秘密保全に関する必要な規則・体制を確実に有する事業者を選定するとともに、当該事業者に対し、契約期間中のみならず契約後においても情報等の取扱い者を限定し、取扱責任者を明確とするとともに情報等が外部に漏洩することがないよう秘密保全の徹底のための適切な措置をとられたい。
- ・見積り、入札にあたり事業者に提示する資料（以下「入札図書等」という）は複写を禁じた上で見積り事業者又は入札参加者（以下「入札参加者等」という）に対して貸与するものとし、必要最小限にとどめること。
- ・入札図書等の貸与にあたっては、情報漏洩防止の観点から、全ての入札参加者等から秘密保全を厳守する旨の誓約書の提出を求め、貸与した入札参加者等に対してその遵守を徹底させること 等

○「秘密保全に関する規則・体制」

保安対策設備工事を行うに当たり秘密保全に関する管理規則を施工者が作成しているもので、工事の秘密保全に属する事項、その他情報の適切な取り扱いに関する規則を定めることにより、情報の不正な取得、使用及び開示その他秘密保全に係る不正行為を防止するため、秘密保全の管理に関する事項を定めたものである。また、体制表を作成し、工事全体体制に対し秘密保全に関する情報管理を行っているものである。

※秘密保全とは。

埠頭保安規程の内容及び保安措置に関する詳細な事項、秘匿性の高い事項、当該事項を知る必要性があると認められるもの以外に知られることのないように文書管理規則に基づき適切に管理すること。

文書管理規則は、埠頭保安措置に係る文書及び資料等に関して秘密を保全するために必要な事項を定めることを目的としたもの。以下の文章に適用される。

- ・港湾施設の保安対策に関するガイドライン及び同解説に関する文書等
- ・港湾施設保安評価に関する文書等
- ・埠頭保安規程に関する文書等（埠頭保安設備の設計・施工・仕様に関する文書等を含む）
- ・その他埠頭保安措置に関するすべての文書等

ただし、設計基準等公表されているものを除く。

## ○保安対策設備工事実績(入札参加可能業者)一覧

平成16年度以降の他都市で同種の工事における入札参加状況、契約実績および現在大阪市登録状況を確認

	業者名	大阪市登録種目 (平成30年7月時点)	契約実績
		電気通信	官公庁
1	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	○	大阪府
2	日本電設工業(株)	○	
3	日本無線(株)	○	福岡市
4	日本コムシス(株)	○	
5	NECネットエスアイ(株)	○	静岡県
6	富士電機(株)	○	大阪市(その2工事)
7	富士通(株)	○	
8	西日本電気システム(株)	○	
9	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	○	
10	(株)日立国際電気	○	宮城県
11	協和テクノロジズ(株)	○	
12	八千代電設工業(株)	○	
13	(株)協和エクシオ	○	福岡市
14	(株)日立製作所	○	大阪市(その1工事)
15	日本電気(株)	○	大阪市(その3工事)
16	三菱電機(株)	○	
17	東芝インフラシステムズ(株)	○	
18	富士通ネットワークソリューションズ(株)	○	静岡県
19	西部電気工業(株)	○	熊本県
20	日立造船(株)	○	
21	(株)サン電工社	登録なし	熊本県
22	(株)日本電子	登録なし	福岡市
			10者

## 大阪市当初発注(H16)選定業者

1	(株)日立製作所	○	
2	(株)東芝	登録なし	東芝インフラシステムズ(株)へ統合
3	日本電気(株)	○	
4	三菱電機(株)	○	
5	富士電機システムズ(株)	登録なし	富士通(株)へ統合
6	日本ビクター(株)	登録なし	
7	三洋電機(株)	登録なし	
8	日立造船(株)	○	
9	セコムテクノサービス(株)	登録なし	
10	松下電器産業(株)	登録なし	

※当初設置は、指名競争入札で行っており、補修工事については、随意契約で行っている。

指名競争入札者の選定については、下記による。

1. 秘密保全に関して高い信頼性を求められているため機密保全に関する必要な規則・体制を有し契約後を含み秘密保持契約が締結できる者であること。
  2. 監視カメラシステム等については、種々の構成機器及び機器機能が一体となって初めてシステムとしての機能を発揮するものであり監視カメラシステムの施工実績の他、システム構築に係る技術力及び豊富な経験と納入実績を有していることが必要であること。
  3. 施工を通じて埠頭保安設備の性能保証を行うと共に運用に係る要因教育と訓練の実施ができること。
  4. 種々の工種が複合しており諸設備(機械器具設置)工事の実績のみならず電気工事、電気通信工事を含む総合力において、高い技術力と能力、豊富な経験と実績を有している必要があること。
  5. 埠頭保安設備の運用において技術支援が継続的にできる者であること。
  6. 埠頭保安設備の特殊性に鑑み、緊急を含む保守において迅速な対応が可能な組織体制を有するものであること。
- 以上の要件を満たす入札参加資格者を選定。

## 電子入札経過調書

## 結果情報

案件名称	大阪港内岸壁保安対策設備更新工事
登録種目	電気通信工事
工事種目	電気通信工事
工事場所	此花区
設計担当	港湾局
開札日時	平成30年9月25日
予定価格 (円)税抜	74,675,000
最低制限/ 調査基準価格 (円)税抜	67,248,000
結果	落札
承認番号	040227
落札者または 契約の相手方	NECネットスアイ(株)
落札金額または 決定金額(円)税抜	68,000,000

## 経過情報

承認番号	入札参加者	第1回金額	第2回金額	決定金額
040227	NECネットスアイ(株)	68,000,000		
040073	協和テクノロジズ(株)	77,900,000		
010172	(株) 協和エクシオ	83,737,000		
015745	(株) 日立製作所	84,200,000		

[検索結果に戻る](#)

